

第7章 防災指針

1. 防災指針の概要

(1) 背景と目的

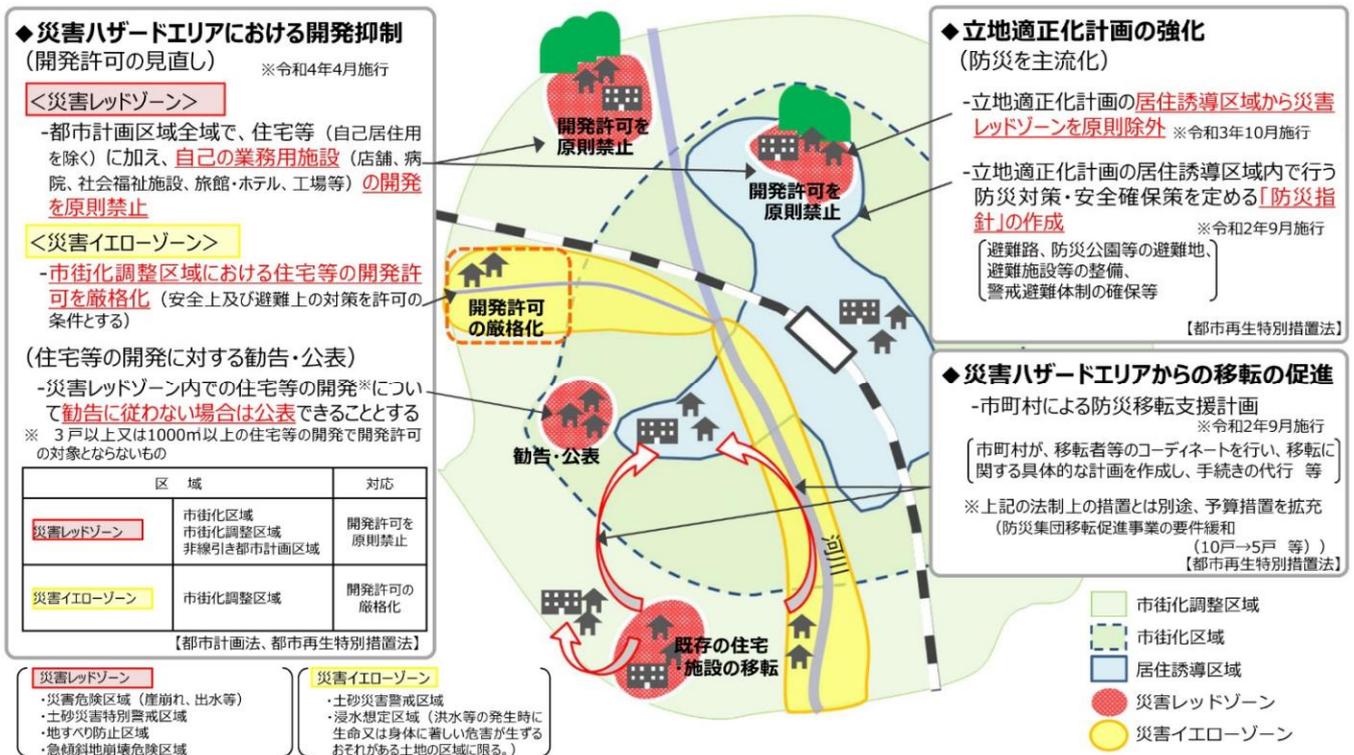
近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。

このため、令和2（2020）年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化（防災指針の作成ほか）など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとされました。

このうち、立地適正化計画の強化では、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外すること、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられています。

本市においては、平成31（2019）年3月に「松江市立地適正化計画」を策定し、持続可能な都市構造の形成を目指してきたところですが、令和2（2020）年の「都市再生特別措置法」（以下「法」という。）の改正を受け、『防災指針』を作成し、立地適正化計画に反映します。

図 7-1 令和2(2020)年6月法改正の概要



出典：国土交通省

(2) 防災指針のイメージ

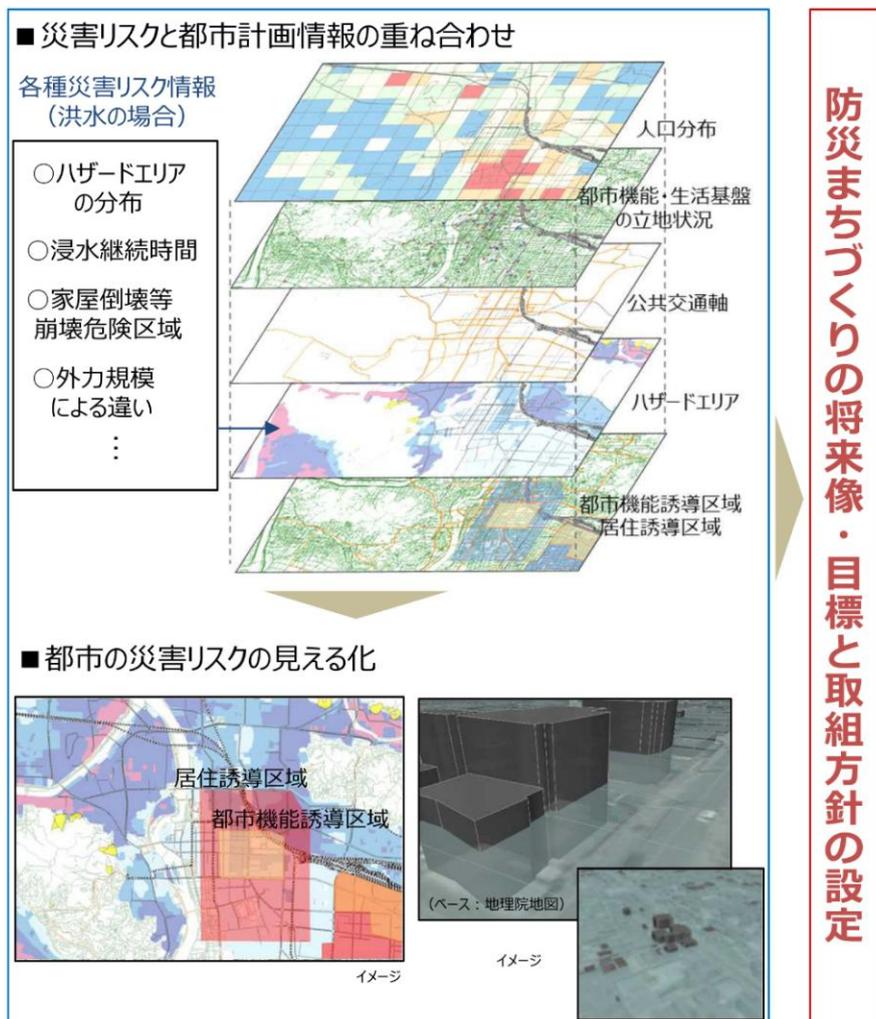
防災指針とは、防災まちづくりを加速化させることを目的として、居住誘導区域内における防災対策を示すものであり、都市における災害リスクを整理・分析するとともに、防災まちづくりの将来像及び方針を明確にし、その実現に向けた対策やスケジュール等の取組を定めるものです。

災害リスクの分析では、マクロの観点から、都市全体の災害リスクを整理し、ミクロの観点から、災害リスクと建物などの都市計画情報を重ね合わせ、地域特性に応じた課題を抽出・明確化（見える化）します。

その後、災害リスクの課題を踏まえ、防災まちづくりの将来像及び取組方針を設定し、その実現に向けた具体的な対策やスケジュール等を定めます。

なお、令和2（2020）年の法改正を受け、防災指針における災害リスクの分析結果を踏まえ、リスクの回避が求められる区域については、居住誘導区域からの除外を検討します。

図 7-2 防災指針のイメージ



出典：国土交通省

2. 災害リスクの分析

(1) 本市のハザード区域等

(ア) 想定されるハザード区域等

自然災害は大きく区分して「水災害」「土砂災害」「地震災害」であり、それぞれ以下のようなハザード区域が想定されています。

ハザード区域等		都市計画 運用指針	根拠法令等	備考
水 災 害	災害危険区域	災 害 レッド	建築基準法	【該当なし】
	津波災害特別警戒区域	災 害 レッド	津波防災地域づくりに関する 法律	【該当なし】
	津波災害警戒区域	災 害 イエロー	津波防災地域づくりに関する 法律 (L2 津波)	【該当なし】
	津波浸水想定区域	災 害 イエロー	特定都市河川浸水被害対策法	沿岸部
	浸水被害防止区域	災 害 レッド	水防法 (計画規模 L1、想定最大 L2)	【雨水出水・高潮 は該当なし】
	都市浸水想定における都市浸水が 想定される区域	災 害 イエロー	— (洪水浸水想定区域図作成 マニュアル (国))	【氾濫流は 該当なし】
	浸水想定区域 (洪水、雨水出水、高潮)	災 害 イエロー	— (洪水浸水想定区域図作成 マニュアル (国))	【地すべりは 該当なし】
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸浸食)	—	— (洪水浸水想定区域図作成 マニュアル (国))	【地すべりは 該当なし】
土 砂 災 害	土砂災害特別警戒区域 (土石流、急傾斜地、地すべり)	災 害 レッド	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関 する法律	【地すべりは 該当なし】
	土砂災害警戒区域 (土石流、急傾斜地、地すべり)	災 害 イエロー	地すべり等防止法	
	地すべり防止区域	災 害 レッド	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律	
	急傾斜地崩壊危険区域	災 害 レッド	— (※ガイドライン(国)に基 づき抽出)	
地 震 災 害	大規模盛土造成地	—	— (平成 30 (2018) 年 3 月 島根県地震・津波被害想定調 査)	
	液状化の危険度が高い区域	—	— (平成 30 (2018) 年 3 月 島根県地震・津波被害想定調 査)	

※本市で指定されていないハザード区域は、備考欄に【該当なし】を記す

(イ) 水災害

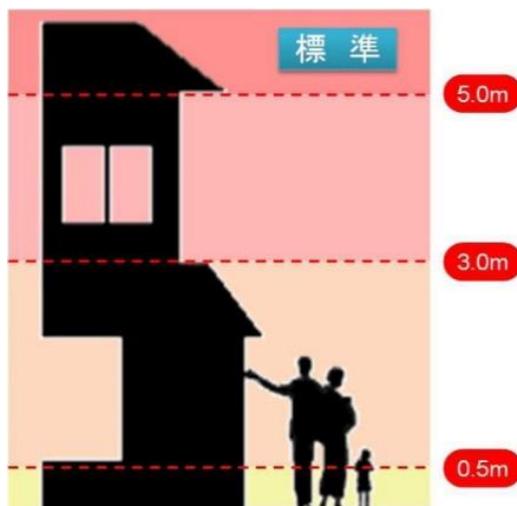
【浸水想定区域（洪水）】

水防法（平成 27（2015）年改正）に基づき、斐伊川（令和 2（2020）年）及び意宇川（平成 30（2018）年）で浸水想定区域等が指定・公表されています（図 7-4・5）。この浸水想定区域等は、「計画規模（L1）」「想定最大（L2）」の降雨で想定しています。

計画規模（L1）：河川整備の基本となる計画規模（30～100年に1回程度の確率）の降雨。

想定最大（L2）：想定し得る最大規模（概ね 1000 年超に 1 回程度の確率）の降雨。

図 7-3 浸水深のイメージ



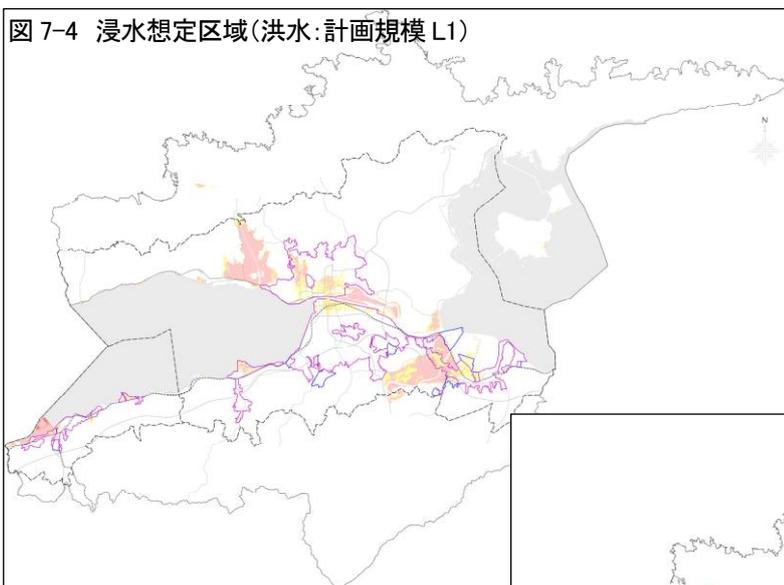
資料：浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

「想定し得る最大規模（L2）の降雨」において、河岸侵食により家屋の流出・倒壊のおそれがある区域が、意宇川両岸で想定されています（図 7-5）。

この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。

図 7-4 浸水想定区域（洪水：計画規模 L1）



凡 例	
0m以上 0.5m未満	
0.5m以上 3.0m未満	
3.0m以上	
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	
居住誘導区域	
市街化区域 用途地域指定区域	
都市計画区域	
行政区域	

資料：国土交通省ほか

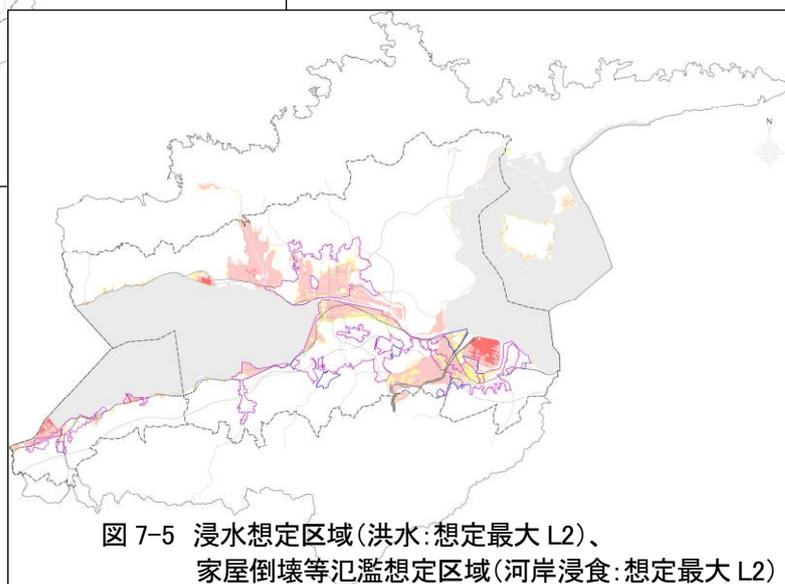


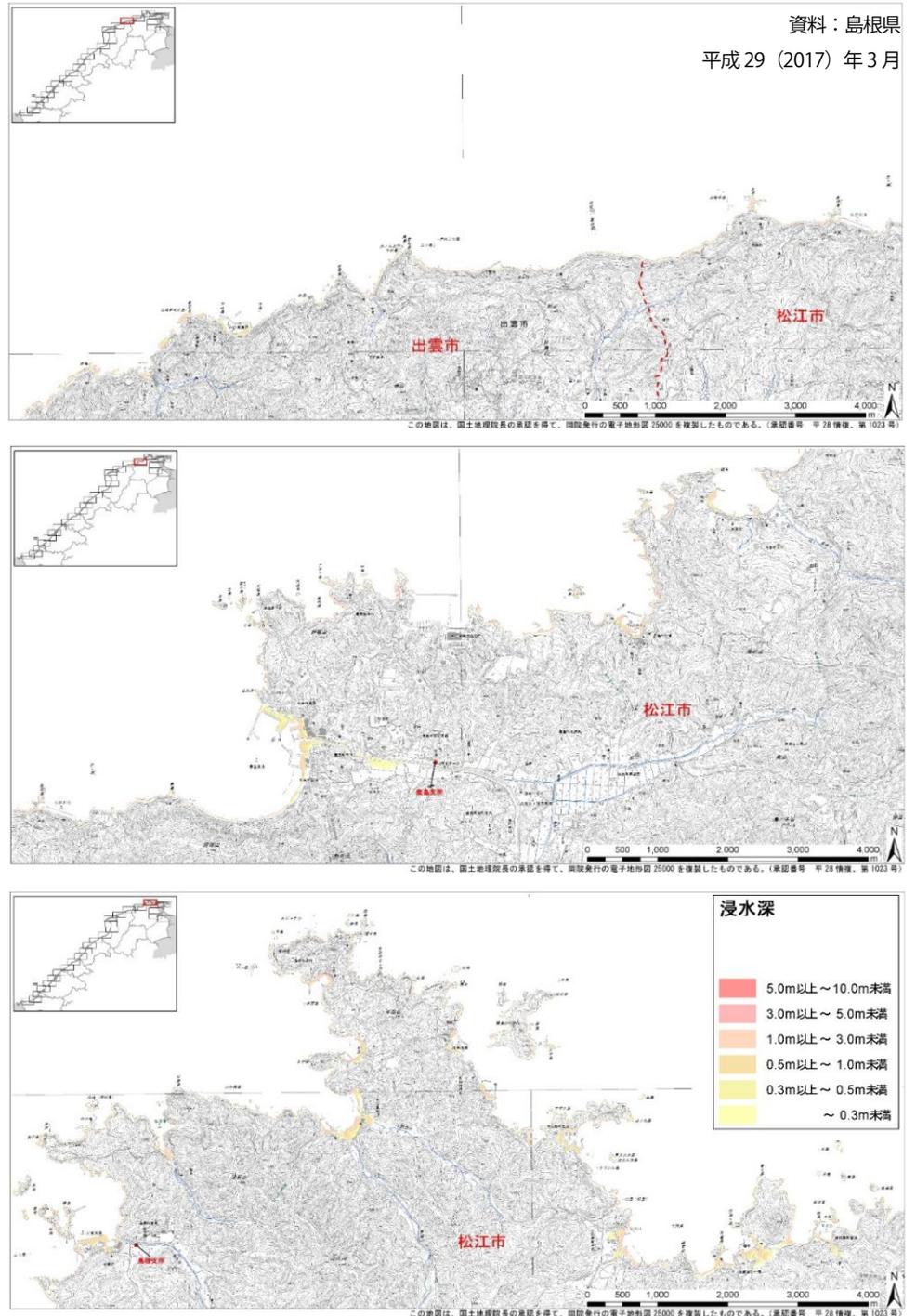
図 7-5 浸水想定区域（洪水：想定最大 L2）、
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食：想定最大 L2）

【津波浸水想定区域】

津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定（平成 29（2017）年）され、津波浸水想定区域が公表されています（図 7-6・7）。この区域は、日本海及び中海沿岸で指定されています。

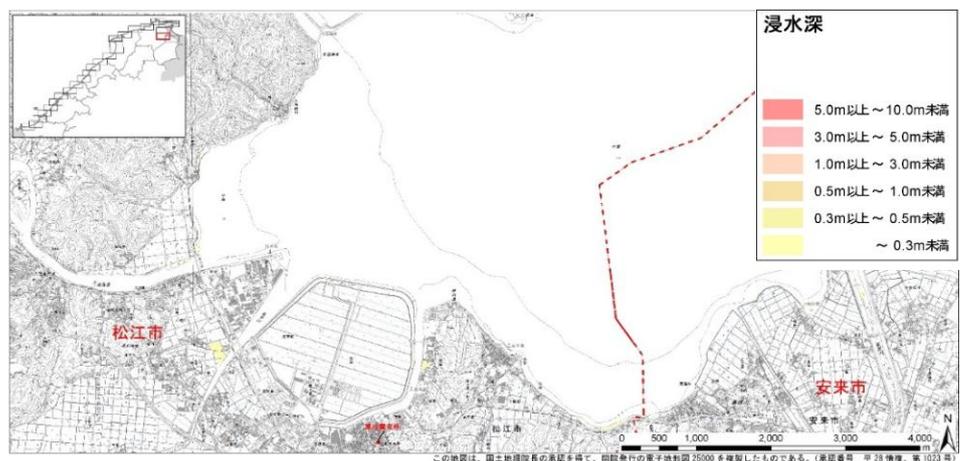
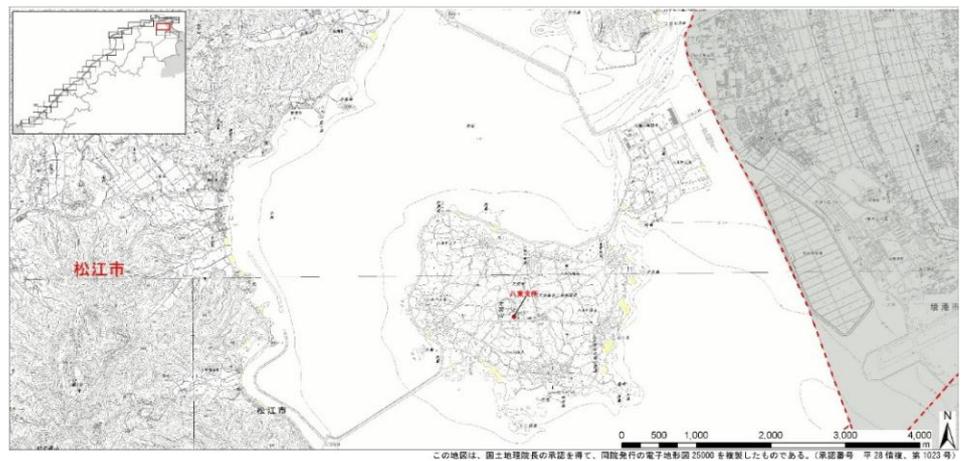
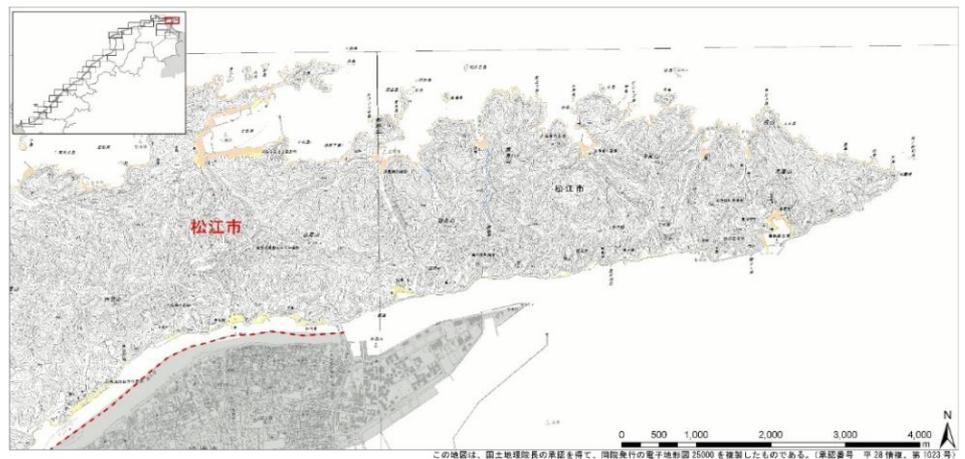
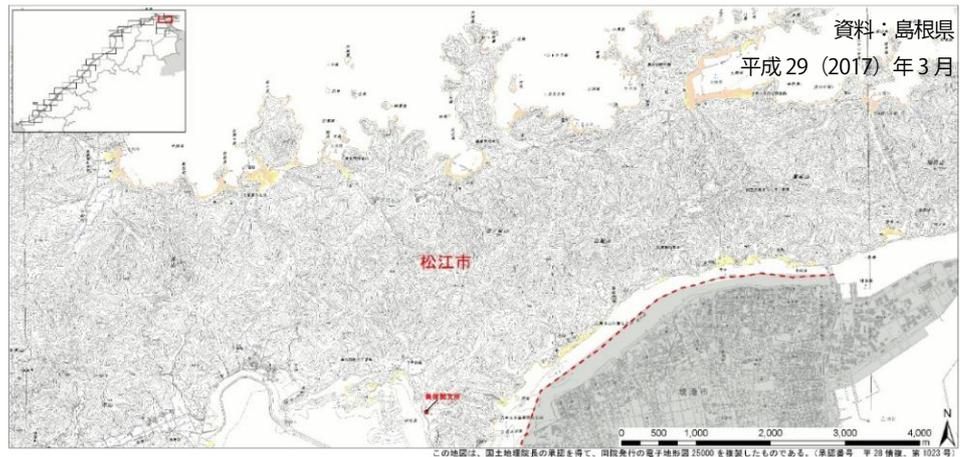
- L 1 津波：最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波
- L 2 津波：発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

図 7-6 津波浸水想定区域(想定最大 L2)



※この津波浸水想定区域は「L2 津波」想定のみ公表されており、「L1 津波」によるものは公表されていない。

図 7-7 津波浸水想定区域(想定最大 L2)



(ウ) 土砂災害

【土砂災害特別警戒区域】【地すべり防止区域】【急傾斜地崩壊危険区域】

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定されています（図7-8）。

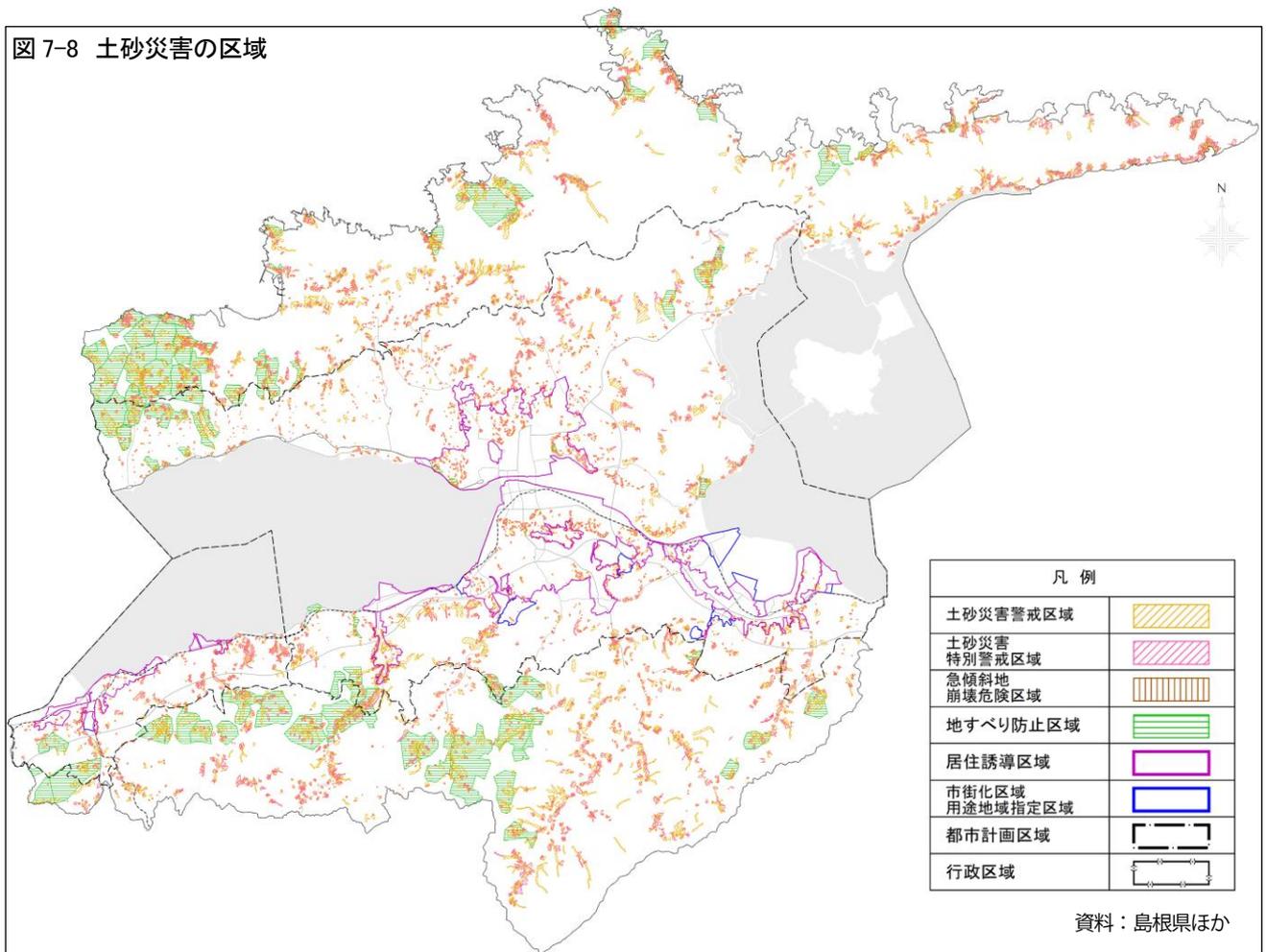
災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域です。＜住宅等の建築や開発行為等の規制があります＞

【土砂災害警戒区域】

土砂災害防止法に基づき指定されています（図7-8）。

災害が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域です。＜建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めています＞

図7-8 土砂災害の区域



【大規模盛土造成地】

既往の大地震において、過去に谷や沢を埋めた盛土や、斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、宅地被害が発生したことを踏まえ、国は「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

このガイドラインに基づき、本市では大規模盛土造成地の抽出（第一次スクリーニング）を行い、大規模盛土造成地マップを作成・公表しています。（平成30（2018）2月 図7-10）

大規模盛土造成地には谷埋め型と腹付け型の2種類（図7-9）がありますが、本市では腹付け型のものはありません。

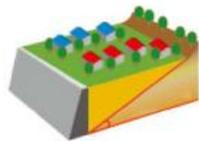
大規模盛土造成地については経過観察などによる安全性を確認しているところであり、大規模盛土造成地が直ちに危険であるとは限らないため、本指針では災害リスクの分析対象から外すこととします。

ただし、大規模盛土造成地マップを活用し、市民の皆様には防災意識を高めていただくため、周知活動等の取組を継続していきます。

■図7-9 大規模盛土造成地のイメージ

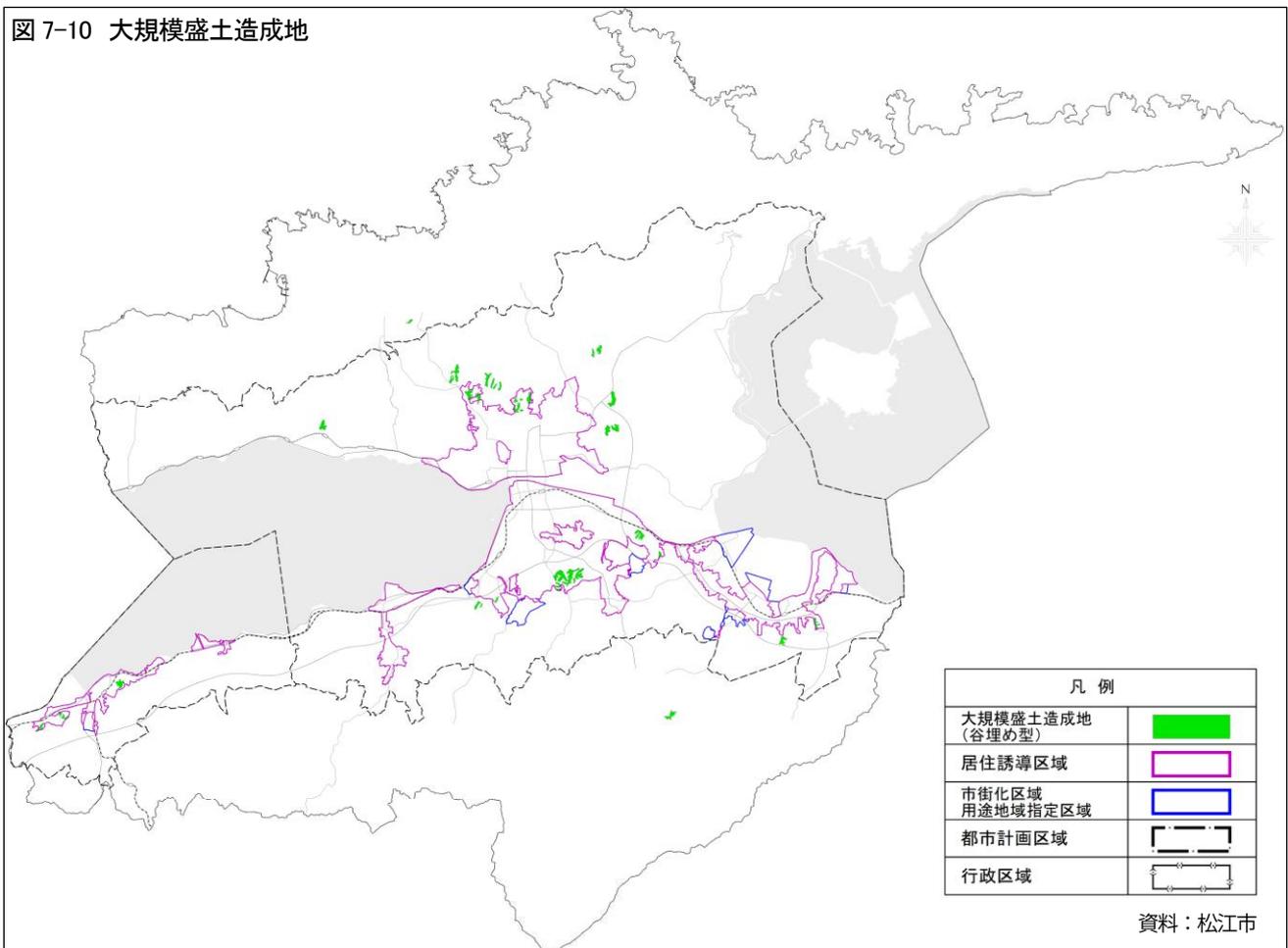


大規模盛土造成地（谷埋め型）
盛土面積 3,000 m²以上



大規模盛土造成地（腹付け型）
現地勾配 20° 以上かつ
盛土高さ 5m 以上

図7-10 大規模盛土造成地



【液状化の危険度が高い区域】

既往の大地震において、液状化による被害が発生した実態を踏まえ、島根県により液状化危険度分布図が公表されています（図 7-11）。

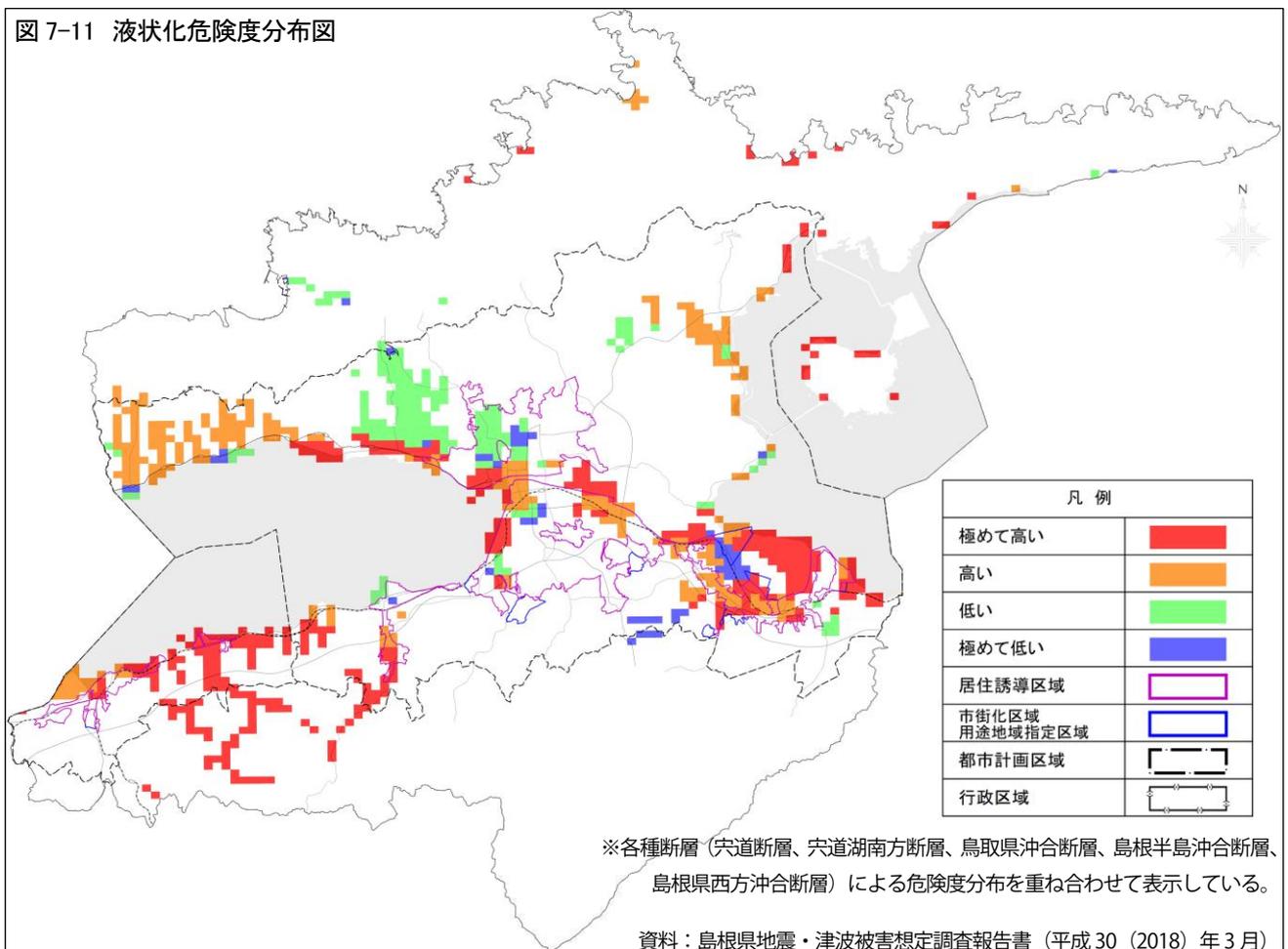
予測は 250m メッシュ単位で行い、予測結果は昭和 39（1964）年新潟地震等の液状化事例をもとにした液状化危険度（PL 値によるランク判定）で整理しています。

液状化については、直接的に人命被害につながらないのが実態であり、被害を予測することはできないことなどから、規制の強化や対策の義務づけなどが困難となっています。

また、近年、松江圏で起きた最大の地震である鳥取県西部地震（平成 12（2000）年 10 月 6 日）では、中海沿岸の一部で液状化の被害が発生しましたが、その他の市域ではほとんど被害は発生していません。

こうしたことから、本指針では災害リスクの分析対象から外すこととします。

図 7-11 液状化危険度分布図



(2) 災害リスクの分析

(ア) 水災害のリスク分析

【洪水浸水想定区域 (L2)】

▼現状等

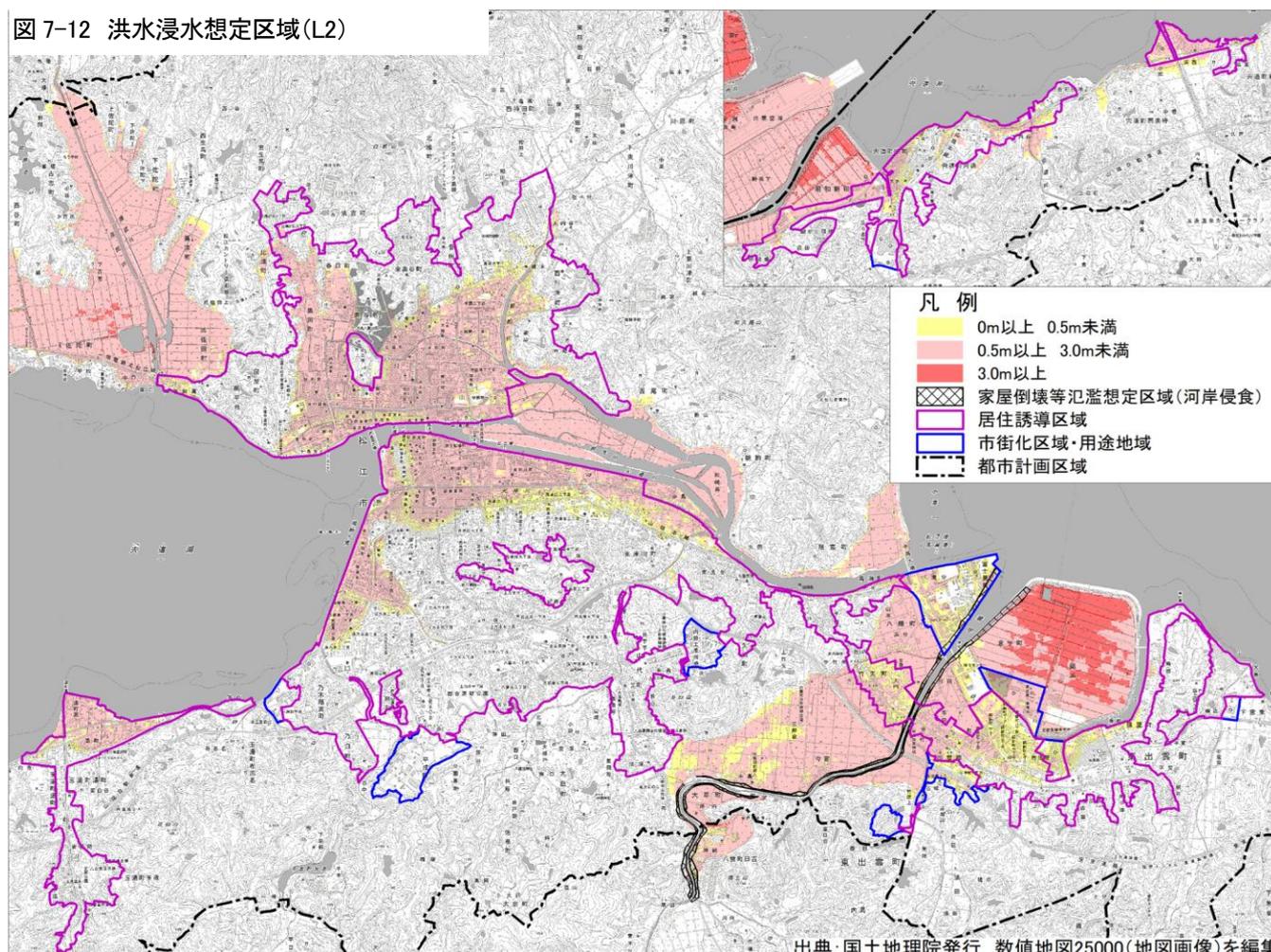
斐伊川及び意宇川流域では、想定最大規模 (L2) の降雨による洪水浸水想定区域が 1,206.0ha (市街化区域・用途地域面積の 34.2%) 指定されています。この区域には、JR松江駅、県庁や市役所などの行政機関、大規模商業施設、高度医療機関、コンベンション施設等の高次都市機能であり、都市機能誘導施設として位置づけている施設が多数立地しています。

また、線状降水帯の発生などにより頻発する集中豪雨により、長時間にわたって局地的に降水量が増加する場合は、水災害だけでなく、土砂災害も同時に発生する可能性が高くなります。

▼課題

- ・安全・安心な暮らしを確保するため、総合的な水災害対策が必要です
- ・全ての洪水浸水想定区域で居住を制限することは現実的でないことから、垂直避難が可能な 3.0m未滿の区域では、速やかな避難等の対策の徹底が必要です
- ・垂直避難が困難な 3.0m以上の区域では、居住の制限も含めた強力な水災害対策が必要です
- ・水災害と土砂災害など、複合災害への備えが必要です

図 7-12 洪水浸水想定区域(L2)



【洪水浸水想定区域 (L2)・高齢化率 (平成 27 (2015) 年)】

▼現状等

洪水浸水想定区域に高齢化率を重ねると、居住誘導区域内の洪水浸水想定区域に対する高齢化率 20%以上の区域面積の割合は 61.6%となります。また、旧松江市、宍道町及び東出雲町においては、高齢化率 30%以上の区域も存在します。

■高齢化率

単位: ha, %

区分		高齢化率							
		0~20%		20~30%		30%以上		合計	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
洪水浸水想定区域 (L2)の浸水深	0~0.5m	114.08	10.4	126.49	11.5	82.57	7.5	323.15	29.4
	0.5~3.0m	308.38	28.1	278.27	25.3	189.25	17.2	775.90	70.6
	3.0m以上	0.14	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.14	0.0
合計		422.60	38.4	404.77	36.8	271.82	24.7	1,099.19	100.0

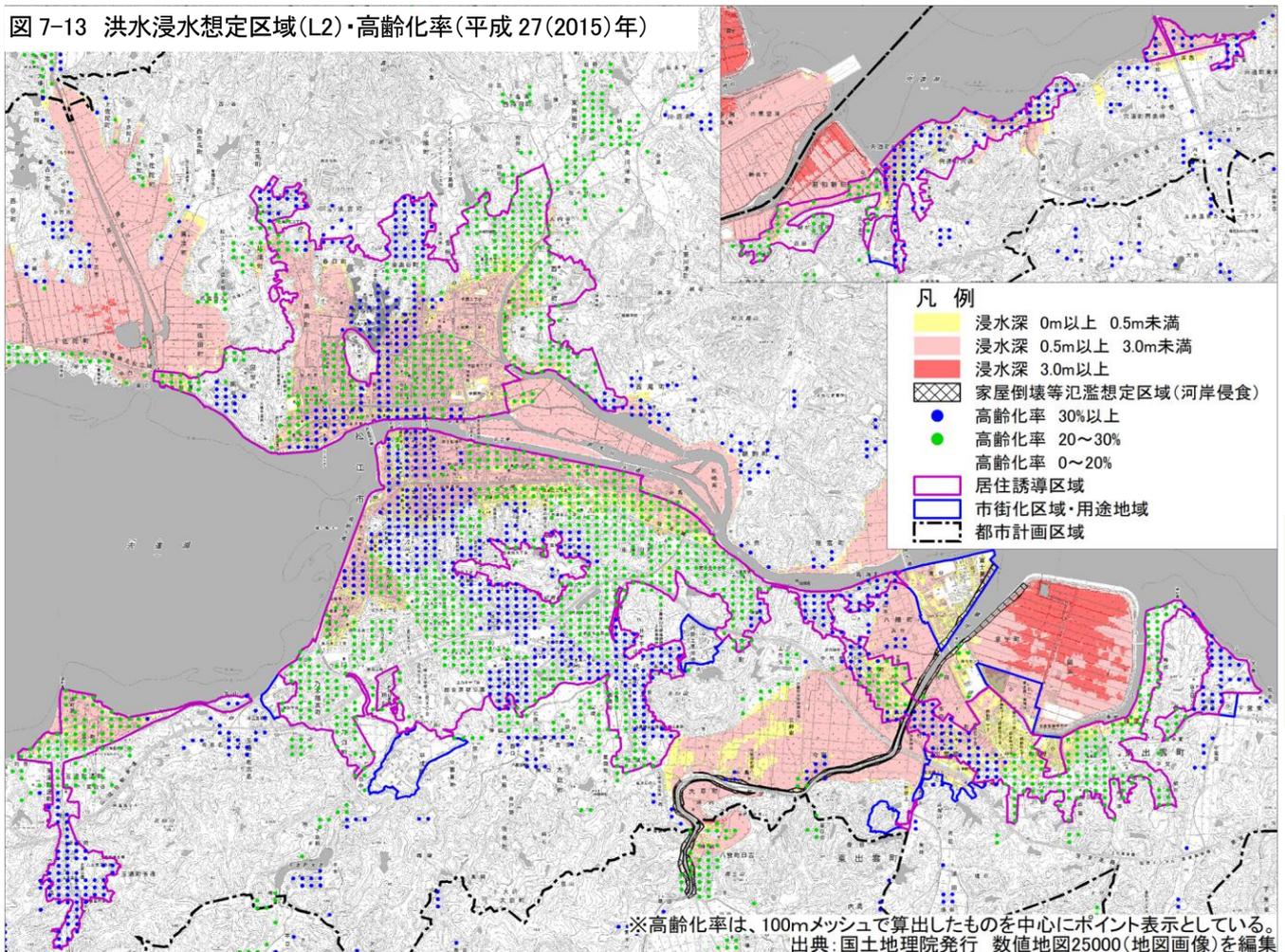
※居住誘導区域内の値

※割合：洪水浸水想定区域 (1,099.19ha) に対する割合

▼課題

- ・今後、高齢化がより進展することが想定されるため、高齢者に配慮した避難対策が必要です

図 7-13 洪水浸水想定区域(L2)・高齢化率(平成 27(2015)年)



【洪水浸水想定区域（L2）・指定避難所・指定緊急避難場所・避難距離】

▼現状等

洪水浸水想定区域に指定避難所・指定緊急避難場所（災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所）を重ねると、居住誘導区域内の洪水浸水想定区域に指定避難所・指定緊急避難場所が31箇所に立地しています。また、洪水浸水想定区域に対する避難距離500m圏の面積割合は72.0%であり、玉湯町及び東出雲町の一部で避難距離500m圏内に入らない区域が多く存在します。

■指定避難所・指定緊急避難場所

区分		箇所
洪水浸水想定区域 (L2)の浸水深	0～0.5m	11
	0.5～3.0m	20
	3.0m以上	0
合計		31

※居住誘導区域内の値

■避難距離500m圏内

単位: ha, %

区分	避難距離		浸水想定 面積
	面積	割合	
洪水浸水想定区域 (L2)の浸水深	0～0.5m	18.8	323.15
	0.5～3.0m	53.2	775.90
	3.0m以上	0.0	0.14
合計		72.0	1,099.19

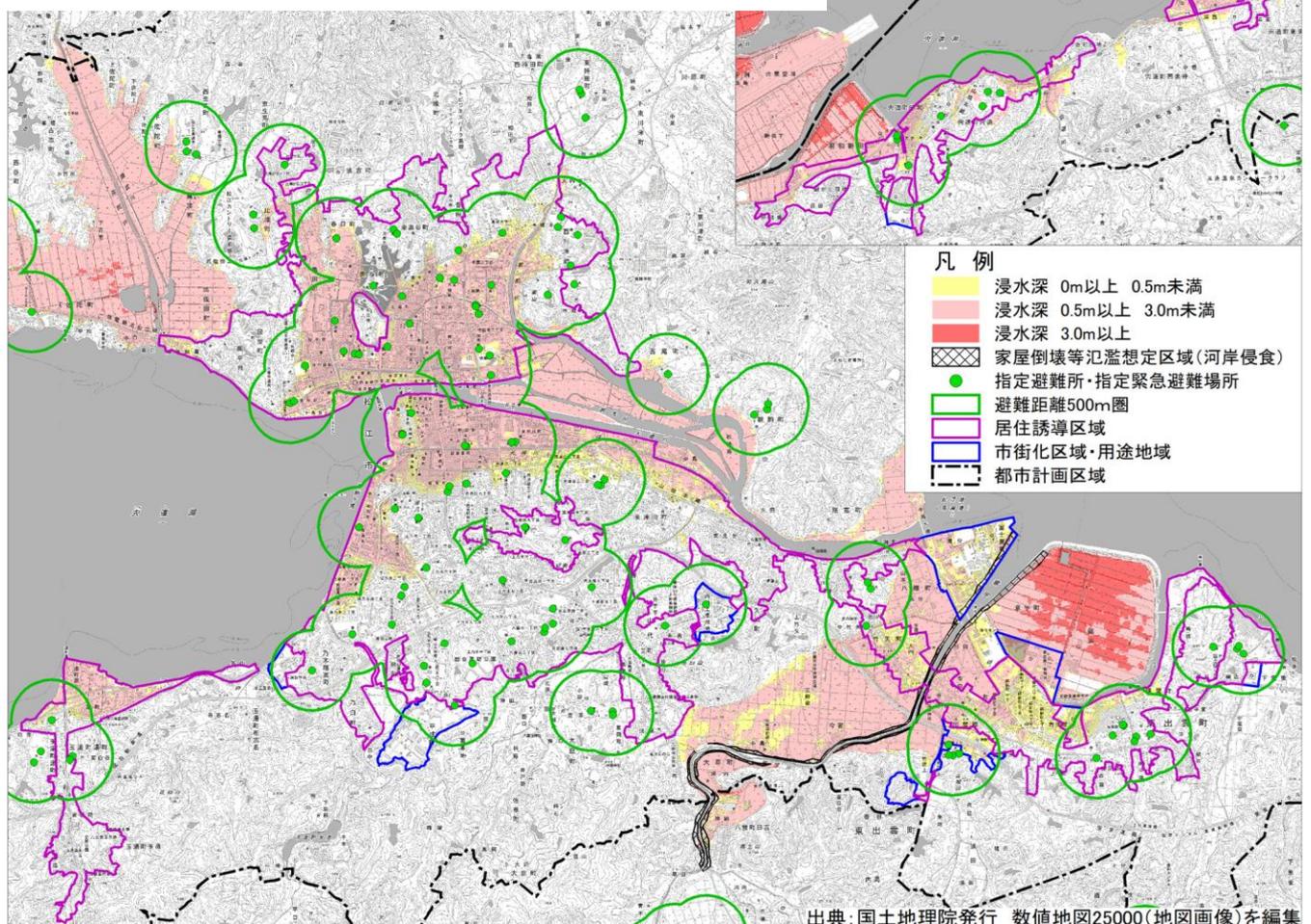
※居住誘導区域内の値

※割合：洪水浸水想定区域（1,099.19ha）に対する割合

▼課題

- 一部で避難距離500m圏内がない区域が存在するため、情報周知や迅速な避難に向けた意識啓発などのソフト対策が必要です

図 7-14 洪水浸水想定区域(L2)・指定避難所・指定緊急避難場所・避難距離



【洪水浸水想定区域（L2）・要配慮者利用施設】

▼現状等

洪水浸水想定区域に要配慮者利用施設を重ねると、居住誘導区域内の洪水浸水想定区域に要配慮者利用施設が149箇所立地しています。

要配慮者：高齢者、避難患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者

要配慮者利用施設：要配慮者がその施設の利用のために一定時間その施設内に留まってサービス等の提供を受ける施設（子育て支援施設、障がい福祉関係施設、高齢者福祉関係施設、教育関係施設）

■要配慮者利用施設

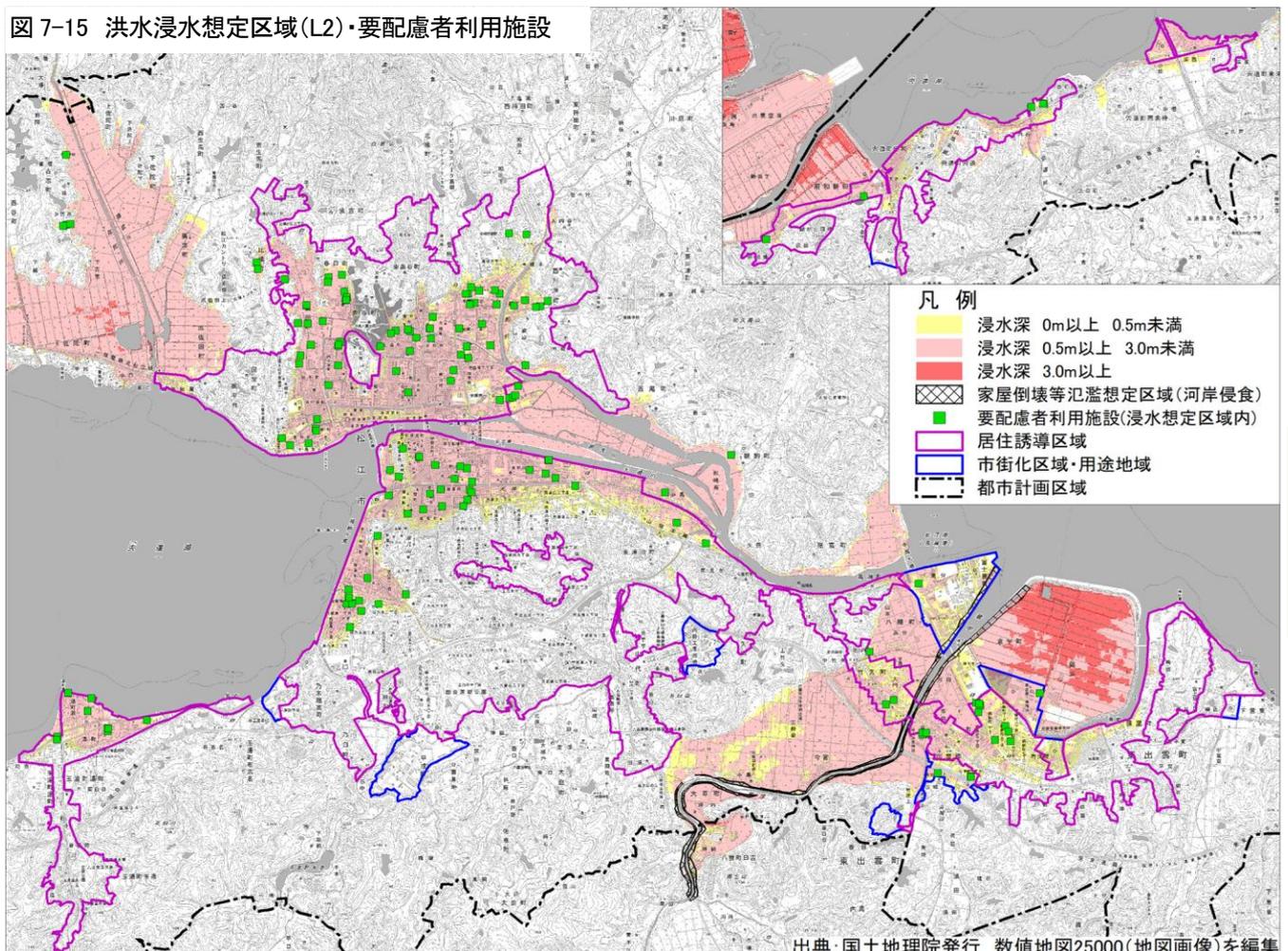
区分		箇所
洪水浸水想定区域 (L2)の浸水深	0～0.5m	35
	0.5～3.0m	114
	3.0m以上	0
合計		149

※居住誘導区域内の値

▼課題

- ・要配慮者利用施設が洪水浸水想定区域に立地しているため、要配慮者の避難対策が必要です

図 7-15 洪水浸水想定区域(L2)・要配慮者利用施設



【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（L2）】

▼現状等

居住誘導区域内において、意宇川兩岸に家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が指定されています。

延長の最長部が約280m、川岸からの奥行きが約30mで0.87haに指定されており、建物が25棟立地しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

区分		値
家屋倒壊等 氾濫想定区域 (河岸浸食)	延長(m)	281.02
	奥行(m)	30.08
	面積(ha)	0.87
	建物数(棟)	25

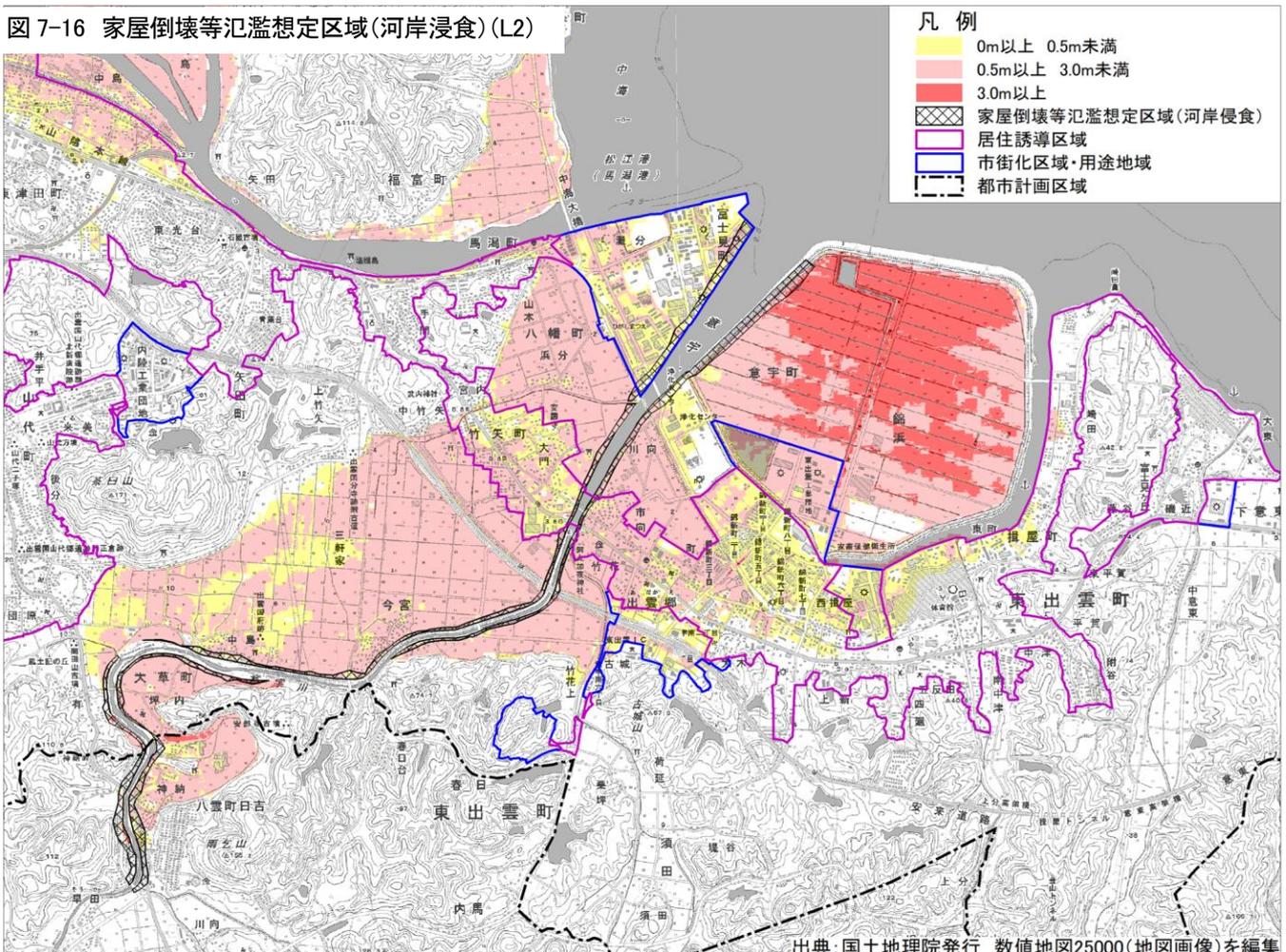
※居住誘導区域内の値

※延長・奥行は最長部を計測

▼課題

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）では、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）に係る被害が大きいことから、居住の制限や移転促進も含めた強力な水災害対策が必要です

図 7-16 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)(L2)



(イ) 土砂災害のリスク分析

▼現状等

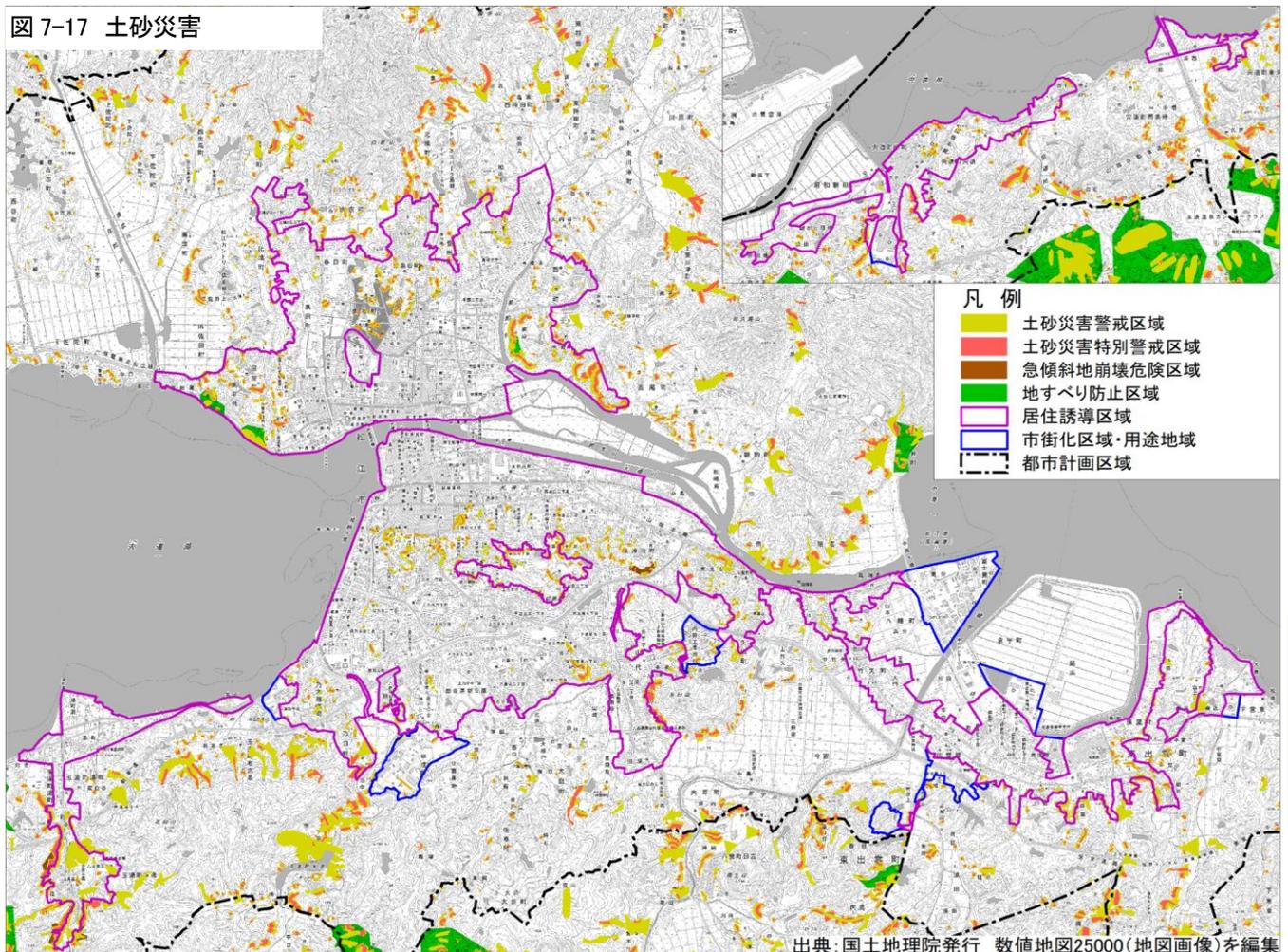
山裾や丘陵地等に隣接する場所において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されています。災害が発生した場合には、建築物等の損壊により生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあるとともに道路などが寸断され速やかな避難や移動に支障となることが想定されます。

この4つの土砂災害ハザード区域については、既に居住誘導区域から除外していますが、現に居住している方や事業を営んでいる方がおられます。

▼課題

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域では、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）、インフラ（道路等）に係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた強力な土砂災害対策が必要です

図 7-17 土砂災害



3. 防災まちづくりの将来像と方針

(1) 防災まちづくりの将来像

まちづくりの基本理念

(松江市都市マスタープランの基本理念)

定住と交流による活力あるまちづくり —豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進—

◇松江市総合計画(令和 4(2022)~令和 11(2029)年度)

令和 12 (2030) 年、市民の実感として「何があっても松江は大丈夫!」と提供いただけるよう、以下の施策にチャレンジします

- ◎新庁舎に各種防災機能を連携し統括管理する総合防災センターを設置します。
- ◎町内会・自治会や公民館を起点に、地域のまとまり・団結力を育み「防災力」を強化します。
- ◎消防署に指揮隊を設置し、現場対応力の強化を図ります。消防団との連携を深め、市域全体の消防力を高めます。

◇松江市地域防災計画(令和 3(2021)年 3 月)

【計画の目的】

本市、関係機関、市民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう「減災」の考え方を基本理念とする。

防災まちづくりの将来像

(松江市都市マスタープランの分野別方針より)

災害に強い都市づくり

水災害については、大橋川などの河川改修、ポンプ場の整備などの内水排除対策を進めるとともに、国・県・市で構成する減災対策協議会を中心に、災害リスク情報や減災のための目標を共有し、ハード・ソフト両面から減災の取組を進めます。

土砂災害については、土砂災害警戒区域など、災害に危険性がある地域においては、土地利用と連携し、ハード・ソフト両面からの対策を進めるとともに、災害リスクの低い地域への居住誘導を促進します。

防災体制の充実については、地域住民等を中心とした自主防災組織体制の充実を促進するとともに、災害情報の伝達、警戒避難体制の整備、関係機関との連絡体制の充実を図ります。

また、観光客についても、安全・安心・快適に滞在できるよう、災害発生時などに的確な情報提供を行います。

これらの対策のもとに、災害に強い都市づくりを目指します。

(2) 防災まちづくりの取組方針

災害リスクの分析等で抽出した課題を踏まえ、災害時に被害が発生しないようにする対策（回避）、災害時にもハード・ソフトの両面から被害を低減させる対策（低減）を明確にする防災まちづくりの取組方針を以下の通り設定します。

なお、災害レッドゾーンについては、これまでも都市計画運用指針において居住誘導区域から原則除外することが示されていましたが、令和2（2020）年の法改正により、原則除外の方針が法においても明確に示されました。

ア. 水災害に対する取組方針

① 居住誘導区域に関する方針

▼抽出した課題

- ・ 全ての洪水浸水想定区域で居住を制限することは現実的ではありません
- ・ 垂直避難が困難な 3.0m以上の区域では、居住の制限が必要です
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）では、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）に係る被害が大きいことから、居住の制限が必要です

【取組方針】

- 1) 浸水深 3.0m未満の区域は、現段階で居住誘導区域からの除外を行わない
- 2) 垂直避難が困難な浸水深 3.0m以上の区域は、居住誘導区域から除外する **回避**
- 3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、居住誘導区域から除外する **回避**

② 災害リスクに関する方針

▼抽出した課題

- ・ 安全・安心な暮らしを確保するため、総合的な水災害対策が必要です
- ・ 垂直避難が可能な 3.0m未満の区域では、命を守る避難対策の徹底が必要です
- ・ 垂直避難が困難な 3.0m以上の区域では、居住の制限も含めた強力な水災害対策が必要です
- ・ 水災害と土砂災害など、複合災害への備えが必要です
- ・ 今後、高齢化がより進展することも想定されるため、高齢者に配慮した避難対策が必要です
- ・ 一部で避難距離 500m圏内にない区域が存在するため、情報周知や迅速な避難に向けた意識啓発などのソフト対策が必要です
- ・ 要配慮者利用施設が洪水浸水想定区域に立地しているため、要配慮者の避難対策が必要です
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）では、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）に係る被害が大きいことから、居住の移転も含めた強力な水災害対策が必要です

【取組方針】

- 1) 総合的な流域治水等を推進する **低減**
- 2) 情報周知を徹底するとともに、地域防災力を向上し、避難計画や意識啓発などのソフト対策を強化する **低減**
- 3) 垂直避難が困難な浸水深 3.0m以上の区域では、新たな開発を抑制する **回避**
- 4) 高齢者に配慮した避難計画や情報伝達手段の充実等を図る **低減**
- 5) 要配慮者利用施設では、避難確保計画の策定や計画の実効性確保を促進する **低減**

イ. 土砂災害に対する取組方針

①居住誘導区域に関する方針

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域については、災害リスクが高い箇所として、既に居住誘導区域から除外しているため、この方針を継承します。

②災害リスクに関する方針

▼抽出した課題

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域では、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）、インフラ（道路等）に係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた強力な土砂災害対策が必要です
- ・水災害と土砂災害など、複合災害への備えが必要です

【取組方針】

- 1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域では、新たな開発を抑制する **回避**
- 2) 土砂災害対策を推進する **低減**
- 3) 情報周知を徹底するとともに、地域防災力を向上し、避難計画や意識啓発などのソフト対策を強化する **低減**

4. 防災まちづくりの取組

(1) 防災まちづくりの対策とスケジュール

取組方針を踏まえ、防災まちづくりの対策とそのスケジュールを以下の通り設定します。

区分	防災まちづくりの対策	主体	短期	長期
回避	1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導 (方針ア①2、ア①3、イ①)	市/事	⇒	⇒
	2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制 (方針ア②3、イ②1)	市/民/事	⇒	⇒
	3) ハザードエリアからの移住等 (方針ア①2、ア①3、イ①)	市/民/事	⇒	⇒
低減	4) 大橋川等の河川整備 (方針ア②1)	国/県/市	⇒	⇒
	5) 下水道の整備 (方針ア②1)	市	⇒	
	6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備 (方針ア②1)	市	⇒	⇒
	7) 雨水貯留施設等の整備 (方針ア②1)	市	⇒	⇒
	8) 防災に配慮した市街地の面的整備 (方針ア②1)	市	⇒	⇒
	9) 治山事業、砂防事業等の推進・協力 (方針ア②1、イ②2)	県	⇒	⇒
	10) 防災基幹施設の計画的な管理と安全化 (方針ア②1、イ②2)	市	⇒	⇒
	11) 避難所・避難場所等の適正配置 (方針ア②2、イ②3)	市	⇒	⇒
	12) 道路の防災機能強化（無電柱化、耐震化、拡幅、安全対策） (方針ア②1、イ②2)	県/市	⇒	⇒
	13) 多様な通信手段の確保による情報伝達体制の強化 (方針ア②2、イ②3)	市	⇒	⇒
	14) ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知 (方針ア②2、イ②3)	市	⇒	⇒
	15) 市民への防災教育の普及 (方針ア②2、イ②3)	市/民	⇒	⇒
	16) 各種団体等による防災訓練等の支援 (方針ア②2、イ②3)	市/民/事	⇒	⇒
	17) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進 (方針ア②5)	市/事	⇒	
	18) 地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自衛水防組織の 設立、体制強化の促進 (方針ア②2、ア②5)	市/事	⇒	⇒
	19) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (方針ア②4、ア②5)	市/民	⇒	
	20) 自主防災組織の育成・強化 (方針ア②2、イ②3)	市/民	⇒	⇒
	21) 災害時の各種応援協定の締結 (方針ア②1、イ②2)	市/事	⇒	⇒

※主体欄の「民」は「市民」、「事」は「事業者」

※「短期」とは立地適正化計画の計画期間である令和9（2027）年度までの取組。「長期」とは令和10（2028）年度以降も継続する取組

(2) 防災まちづくりの対策の概要

1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導

- ・都市計画区域内における災害ハザードエリアでの開発等（開発許可の対象とならないもの）について、立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、助言を行うとともに災害レッドゾーンの開発（開発許可の対象とならないもの）について、特に必要があると認められる場合には勧告を行う。この勧告に従わない場合には本市のホームページにおいて公表する。

2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制

- ・都市計画法（令和2（2020）年改正）に基づき、都市計画区域内の災害レッドゾーンにおける開発行為については原則許可しない。また、市街化調整区域内の災害イエローゾーンにおける開発行為については、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例により厳格化を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、土砂災害発生危険性の高さと居住に不適さないため、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

3) ハザードエリアからの移住等

- ・急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。
- ・土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例（がけ条例）に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。

4) 大橋川等の河川整備

- ・大橋川改修を国・県と連携し、推進する。

5) 下水道の整備

- ・宍道湖・中海周辺市町村を包含する流域下水道整備の一環として、事業計画区域内において公共下水道雨水施設の整備を推進する。

6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備

- ・自然流下により雨水を公共用水域に排除することが困難な地帯では、樋門・樋管の整備、ポンプ場の新設及び既設ポンプ場の能力増強等の整備を行う。

7) 雨水貯留施設等の整備

- ・公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

8) 防災に配慮した市街地の面的整備

- ・ 防災に配慮した市街地の面的整備の推進に努める。

【既成市街地】

- ⇒ 中心市街地活性化基本計画に基づき、商業地の再編や住環境・交通環境の改善を推進する。
- ⇒ 個別の事業計画において、古い松江らしい歴史的町並み保全に十分配慮した安全なまちづくりを推進する。
- ⇒ 木造住宅が密集し、旧来の道路形態が残る旧市街地（城東、城北、城西、白潟、朝日、雑賀地区）において、災害時に住民が歩いて避難場所に到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する道路を整備するとともに、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化を推進する。

【既成市街地周辺】

- ⇒ 土地区画整理事業等により都市施設を先行整備し、安全な市街地を形成する。

【拠点地区】

- ⇒ 生活基盤の整備や、空き店舗・空き家等遊休地の活用による繁華街の再生、土地区画整理事業による有効な土地利用の促進を図る。
- ⇒ 日常生活を支援する利便施設、防災施設等の整備を推進する。

9) 治山事業、砂防事業等の推進・協力

- ・ 県が実施又は施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。
 - ア) 急傾斜地崩壊防止工事
 - イ) 治山工事
 - ウ) 保安林指定による立木の伐採等の規制
 - エ) 地すべり防止工事
 - オ) 砂防工事
 - カ) 土地の形状変更、立木の伐採、土石の採取等の制限

10) 防災基幹施設の計画的な管理と安全化

- ・ 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。
- ・ 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。
- ・ 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

11) 避難所・避難場所等の適正配置

- ・災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた市民や、被害を受けるおそれのある市民等が滞在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、市民へ周知する。なお、指定を取り消した場合についても同様に、市民に周知する。
- ・指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、受け入れ対象者の特定及び運用の方法とともに市民へ周知する。
- ・大規模災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合において、住民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設を一時避難所として確保する。
- ・指定緊急避難場所として指定されている小中学校等や公園等の屋外空間を災害発生直後の緊急時の一時的な避難場所とする。ただし、状況によっては屋内施設を利用する。

12) 道路の防災機能強化（無電柱化、耐震化、拡幅、安全対策）

- ・多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- ・避難所に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等を整備する。
- ・災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。
- ・落石等による通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。
- ・橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。
- ・所管するトンネルの安全点検調査を実施し、必要な箇所については、補強対策工事を行う。

13) 多様な通信手段の確保による情報伝達体制の強化

- ・災害によりライフラインに障害が発生した場合、被害事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。
- ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的実施する。
- ・避難者の安否確認等の手段として、指定避難所等に特設公衆電話回線の整備を推進する。
- ・音声及び映像による通信の多重化・多様化を図るため、衛星携帯電話、津波監視カメラ、テレビ会議システム等の通信設備の整備に努める。
- ・住民への広報手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Free Wi-Fi 等を活用した広報手段の充実に努める。
- ・障がい者（視覚・聴覚）、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮した広報手段の整備及び広報内容の充実に努める。
- ・在宅の避難者、応急仮設住宅として供用される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。

- ・孤立予想集落に配備している衛星携帯電話を十分に活用するため、集落との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- ・地区災害対策本部、自主防災組織、消防団等を通じて、地域内の情報伝達が円滑に行われるよう、防災訓練等を通じて、地域内の情報連絡体制の確認を行う。
- ・子供や高齢者では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

14) ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知

- ・河川等の重要水防区域、危険箇所及び浸水被害が予想される区域の調査結果等を参考に、河川管理者が作成する浸水想定区域図について、住民への周知に努める。
- ・ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域など河川等の災害危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。
- ・中小河川や雨水出水（内水）による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、建設予定又は建設中のものを含む。）における浸水被害を防止するため、作成したハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- ・県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、崖崩れ・山崩れ災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

15) 市民への防災教育の普及

- ・災害時にとるべき行動のほか、最低 3 日分、推奨 1 週間の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策等について教育を行う。
- ・孤立時の対応及び安否情報の発信等について、印刷物の作成等により啓発を行う。

16) 各種団体等による防災訓練等の支援

- ・災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

17) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進

- ・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務（自衛水防組織を置く場合）を記載した避難確保計画作成し、避難訓練を実施する。作成（変更）した避難確保計画は市長に報告する。
- ・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する

る事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成（変更）した避難確保計画は市長に報告する。

18) 地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自衛水防組織の設立、体制強化の促進

- ・地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練の実施を行う。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難計画の作成及び避難訓練の実施を行う。
- ・大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

19) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。
- ・町内会、自治会等の地域コミュニティによる共助を活用した支援組織により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

20) 自主防災組織の育成・強化

- ・本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。
 - ア) 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
 - イ) リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。
 - ウ) 自主防災活動の必要性や組織の結成方法及び結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成し、組織の活性化を図る。
 - エ) 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。
 - オ) 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
 - カ) 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
 - キ) 消防団と自主防災組織との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

21) 災害時の各種応援協定の締結

- ・食料及び給食用資機材の調達・輸送体制については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。
- ・燃料等生活必需品の調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。
- ・災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。